

新設分割に係る事後開示書面

2021年12月1日

東京都世田谷区用賀四丁目10番1号
株式会社セレス
代表取締役社長 都木 聡

東京都世田谷区用賀四丁目10番1号
株式会社ラボル
代表取締役社長 吉田 教充

株式会社セレス（以下「分割会社」といいます）は、2021年11月19日付新設分割計画書（以下「分割計画書」といいます）に基づき、2021年12月1日を効力発生日として、新たに設立された株式会社ラボル（以下「新設分割設立会社」といいます）に、分割会社の中小企業等に対して資金調達に関する情報を提供するインターネットメディア「資金調達プロ」の運営事業およびフリーランスに対するオンラインファクタリング事業「nugget（ナゲット）」（以下、これらの事業を総称して「本件事業」といいます）に関する権利義務を承継させる新設分割（以下「本件新設分割」といいます）を行いましたので、会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条並びに会社法815条第3項第2号に基づき、以下の通り開示します。

1. 新設分割が効力を生じた日

2021年12月1日

2. 債権者保護手続の経過

本件新設分割は、分割計画書第4条第3項に記載の通り、分割会社から新設分割設立会社への債務の承継が併存的債務引受の方法によるものですので、会社法第806条及び808条の規定並びに会社法810条の規定による手続を実施しておりません。

3. 新設分割により新設分割設立会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は分割会社より、2021年12月1日をもって、分割会社の本件事業に関する権利義務を承継しました。なお、承継会社が分割会社から承継した資産、負債の額（概算値）は、次の通りです。

資産：金320,000,000円

負債：金0円

4. その他吸収分割に関する重要な事項
該当事項はありません。

以上